

# 第4回別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

## 【Cグループ】概要

開催日：平成22年10月20日（水）  
時間：午後1時～午後3時  
会場：役場302会議室  
参加委員：7名（欠席委員4名）  
会議次第：1 開会  
2 議題  
1) 前回のふりかえり（第2章「情報共有」について）  
2) 第2章 情報共有（全6条）について  
3) 第3章 町民参加と協働（全6条）について  
3 その他  
4 閉会

### 1 開会（グループリーダー）

### 2 議題（グループリーダー）

#### 1) 前回のふりかえり

- ・前回検討した内容について、報告者がまとめた資料を全員で見直し、条文内容をふりかえる。（検討内容は2）の内容を参照）

#### 2) 第2章 情報共有（全6条）について

※ふりかえりの意見があったものについて記載しています。



#### （情報提供）

第7条 議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、その保有するまちづくりに必要な情報を町民へ積極的に、わかりやすく、適時に提供します。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政へ積極的に提供します。

#### ○検討委員からのふりかえりの意見

- ・第2項にある町民からの情報提供については、規定しなくても良いのでは？第6条においても、基本として町民は行政と情報を伝え合いとなっている。他の市町村においても規定しているところは少ないようだが。
- ・第9条の（説明責任）の条文において、「わかりやすく説明」といった文言から「わかりやすく」を削除している。本条の「わかりやすく」をどうすべきか検討すべきでは。個人的には削除しなくても良いと考えるが、そろえても良い。

●結論

- ・情報提供という見出しの中では、議会及び行政と町民のそれぞれに規定することとする。また、情報提供についても「わかりやすく」を盛り込み、上記の条文のままが良い。

次へ

(説明責任)

第9条 議会及び行政は、保有する情報について町民に説明する責務があります。

○検討委員からのふりかえりの意見

- ・第7条との整合性もあるが、文章表現としてはどちらでも良いと考える。どちらかでそろえるのも良いのではないか
- ・「説明」と「提供」の意味合いの違いもあるので、それぞれで考えても良いのでは。

●結論

- ・前回の検討のとおり、「わかりやすく」を削除した上記の条文が良い。

次の条へ

(町民の意見等への取扱い)

第11条 行政は、まちづくりに関する町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処します。



○検討委員からのふりかえりの意見

- ・一人でまちづくりはできない。町民の意見には、団体やサークル等からの要望・要請も含んでいる。

●結論

- ・上記の条文が良い。

次の条へ

3) 第3章 町民参加と協働(全6条)について

～草案より～

(町民参加の基本)

第12条 町民は、まちづくりの主体として、自主的・自発的にまちづくりに参加することを基本とします。

### ○検討委員からの意見

- ・ 自主的・自発的とは同じような意味ではないか。積極的でも良いのでは。
- ・ 町民が自ら参加するというのであれば、自主的・自発的でも文章表現としてよいのでは。
- ・ 「町民は」と始まる文章表現が、行政側から言われているような捉え方もできる。
- ・ いまの別海町で行われているイベント等、様々な場面でこの規定のような活用が出来れば良い。
- ・ 最近、身近なイベント等でもだんだん参加する人が少なくなっている現状もある。
- ・ 親の世代の人たちが積極的にまちづくりに参加していかなければ、次の世代のこども達にも浸透していかない。

### ●結論

- ・ 条文としてはこの内容で良い。この規定がうまく運用されるのを望む。

-----  
次の条へ

～草案より～

(町民参加の推進)

- 第13条 行政は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民のまちづくりへの参加を推進し、意志を尊重します。
- 2 行政は、次の各号に掲げるときは、町民の参加を図らなければならない。
- (1) 基本的な計画の策定又は見直しをするとき。
  - (2) 行政評価を実施するとき。
  - (3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。
  - (4) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法や整備に係る基本的な計画策定又は重要な変更をするとき。
- 3 前項各号に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、まちづくりに反映します。

### ○検討委員からの意見

- ・ 規定の内容について委員より質問が多く出されたことから、事務局においてそれぞれの内容を説明。

### ●結論

- ・ 条文の規定は良いのでは。内容について説明することが必要と考える。

-----  
次の条へ

～草案より～

(町民参加の方法)

第14条 町民は、次に掲げる方法でまちづくりに参加することができます。

- (1) 審議会等への委員としての参加
- (2) 意見交換会への参加
- (3) アンケート調査への意見表明
- (4) 町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明
- (5) 町政ご意見箱・ホームページからの意見
- (6) その他適切な方法

2 行政は、前項各号の方法に関し必要な事項を、別に定めます。

○検討委員からの意見

- ・行政側が定期的に行う懇談会があっても良い。まちづくりについての必要性をそれぞれの地域において話す機会にもなる。(6)のその他適切な方法に含めてはどうか。

●結論

- ・条文の内容は上記で良い。

-----  
次の条へ

～草案より～

(協働の推進)

第15条 町民、議会、行政及び多様な主体は、まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努めます。

2 議会及び行政は、協働のまちづくりを進めるにあたって、町民の自主性を尊重するとともに、情報を共有して、相互理解のもとに信頼関係を築きます。

○検討委員からの意見

- ・「多様な主体」とは何か。幅広く別海町に関係ある人々や団体を含めての協働か。

●結論

- ・上記の条文で良い。

-----  
次の条へ

～草案より～

(住民投票)

第16条 住民投票は、住民、議会及び町長の発議により、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事由について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格やその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

○検討委員からの意見

- ・制度として規定しても良い
- ・実際の事案について条例で定めるときは、投票は住民だけとなるのか。あくまでもその際には別に定めるものなのかも知れないが、いろいろな団体もあるので、配慮も必要では。

●結論

- ・上記の条文が良い。

----- 次の条へ -----

～草案より～

(住民投票の請求と発議)

- 第17条 住民のうち選挙権を有する者が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条の規定により住民投票条例の制定を町長に請求したとき。
- 2 議員が法第112条の規定により住民投票条例を発議したとき。
  - 3 町長がまちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事項について、住民の意思を直接に確認する必要があると判断したとき。

○検討委員からの意見

- ・住民投票の方法として規定しても良い。
- ・実際はなかなか想定される事態にはなりづらいと思うが。

●結論

- ・上記の条文が良い。

3 その他（グループリーダー）

- ・グループ討議は今回で終了。次回は全体会議となるが、日程は後日連絡する。

4 閉会（グループリーダー）